嘉永小田原地震における小田原町の震災対応

東海大学文明研究所* 岡崎 佑也

Odawara-cho's response to the 1853 Kaei Odawara earthquake

Yuya OKAZAKI
Tokai University Institute of Civilization Research
4-1-1 Kita-kaname, Hiratsuka, Kanagawa, 259-1292 Japan

The Kaei Odawara Earthquake was generated on February 2, 1853. It brought serious damage mainly in Odawara and Ashigara area of Kanagawa. This earthquake had many results of research in the seismology, but there are few studies by the history so far. In this paper, I examined an example about the earthquake disaster correspondence of this earthquake in this thesis in Odawara-cho, including the post town of Tokaido, in response to the earthquake, and found that about 40% of the houses in Odawara-cho were damaged by the earthquake. Fire prevention measures were performed after an earthquake disaster promptly. The immediate action was taken because the work assignments of the citizens and the memory of the Genroku earthquake were taken over. As a result, restoration progressed several years after the earthquake.

Keywords: Kaei Odawara Earthquake, Fire Prevention, Post Town, Memory of The Genroku Earthquake

§ 1. はじめに

嘉永小田原地震は,嘉永六年二月二日(1853年3月11日)の四つ時頃(午前10時頃)に発生した.

近年地震学の研究ではマグニチュード 6.7,震源は足柄平野北端部,現在の神奈川県足柄上郡大井町金子の北側と推定されており,小田原城下や足柄平野に甚大な被害を与えた内陸型地震である.各地域の震度は現在の大井町と神奈川県南足柄市の一部が6~7,小田原の城下町周辺は6,江戸の震度は4程度とされている.また越後国高田,近江八幡でも有感を示す記録が残されているという[植竹・他(2010)].そのほか真鶴(現・神奈川県足柄下郡)で3~4メートル,小田原では1メートル程度の引き潮が発生したとの分析もある[相田(1993)].

小田原藩地方役所からの被害報告を後年に筆写したとされる『相州小田原大地震之記』によれば、地震により、小田原城では天守櫓をはじめ各櫓、諸門が大破、半潰したほか、二の丸の場合、小田原藩主居館と藩庁を兼ねる御屋形が半潰した.一方村落の被害状況をみると、合計3400軒余の家屋が被災した.そのうち全潰824軒、半潰1405軒、破損1200軒以上にのぼっている.

尾張藩祐筆安井重遠の風説留『鶏肋集 嘉永六年

十三』によると、同藩七里飛脚からのものと推測される被害報告として、小田原藩領内を通る東海道については、箱根二子山付近からの落石が夥しく、橋も崩落したため、二月八日頃まで箱根周辺の通行が禁止されたという。

地震全体の死傷者数は史料によって異なる.地 震発生約2週間後の二月十九日に小田原藩が幕府 に提出した被害届を書き写した史料には,領内全 体の死者が119人(男50人,女69人),怪我人に至っては700人(男400人,女300人)に及んだとある[『藤岡屋日記第五巻』,『椋園雑記五』].一 方で小田原藩家臣配嶋庄兵衛が記した『大地震二 付荒増之手控』には村落での即死者が150人,怪 我人300人余と記されている.被害軒数の特定同様,史料的制約により正確な数値を把握するのは 容易ではないが,死傷者数はおよそ数百人程度と 推測される.

さて、嘉永小田原地震に関わる研究史を振り返ると、地震学はじめ理学・工学系では、約70年周期での発生リスクの高い南関東地方(西相模地域)の地震活動を分析する上で、1970年代後半より防災の観点から主にマグニチュード、各地の震度、被害状況の推定など多くの研究成果を挙げていた[宇佐美(1977)、西・他(1980)、都司(1985)、横山

*〒259-1292 神奈川県平塚市北金目 4-1-1

電子メール: 020tamo30@gmail.com

(1991)]. とくに石橋(1994)は幕末期に相次いで発生した地震災害の端緒として嘉永小田原地震を取り上げている.

それに比べて、歴史学からのアプローチはそのほとんどが小田原城の被害状況、村落の被害数値に関わる史料紹介[中野(1978, 1986)、諸星(1994, 1997, 1998)]に終始し、救済・復興に着目した研究が少ないのが現状である.

そのなか,小野崎(1999a)は嘉永小田原地震の震災対応について検討し,小田原藩による村落への救済策は,基本的には潰家・半潰の者のみに救済をおこなうなど,藩の救済方針は極めて消極的であり,具体的な救済が緩慢になっていたと指摘した.さらに二宮尊徳の報徳仕法を推進する名主など中間層の助力抜きには,村内の復興は進展しなかったことを論証した[小野崎(1999b)].

一方,旧小田原藩領の各自治体史においては,地 震被害がその後のペリー来航に伴う海防出役とと もに,藩財政を圧迫する契機[小田原市(1999)p914 ~916]と捉えたり,中間層による救済・復興を取り 上げ,報徳仕法を積極的に導入していた村々では 早い段階から復興に注力したと強調されている [開成町(1999)p366~371,南足柄市(1999)p829~ 835,大井町(2001)p508~521].

ただ,小野崎氏の論考は特定の地方史料のみ用いて,小田原藩の救済方針は消極的であると論旨を展開させているため,小田原藩や被災者による震災対応の全体像を把握しているとはいえまい. さらに各自治体史の場合,地震発生時における小田原藩の初動対応,救済については,いずれも概説的な言及に留まり,必ずしも充分な考察は加えられていない.

近年では元禄十六年十一月二十三日 (1703年12月31日)の元禄地震を事例に、小田原城下の被害・復旧、小田原藩による救済について詳細な検証がなされている [下重 (2013) $p225 \sim 240$ 、下重 (2014) $p23\sim25$, p27].

翻って嘉永小田原地震の場合,小野崎氏の論考や『小田原市史』はじめ各自治体史では,村落の分析が主であったため,東海道小田原宿含む小田原城下の被害状況,町人・家臣への救済,復旧過程については全く触れられておらず,今なお未検討の状態である.小田原城下を事例とした元禄地震の論考が発表され,なおかつ東日本大震災以降,災害史研究が注目される昨今,この点の解明は喫緊の

課題であろう.

かかる問題関心から本稿では小田原城下のうち, 町人地の小田原町,さらに小田原町の一部であっ た東海道小田原宿を中心に,当該地域の被害,救 済・復旧について検討していきたい.

§ 2. 小田原藩領·小田原城下の概要

本論に立ち入る前に小田原藩領と小田原城下について略記しておきたい.

小田原藩は嘉永期当時,相模国足柄上・下郡を中心に駿河・伊豆・河内国の一部などを領有した藩領高11万3120石の譜代藩であった.安政二年(1855)当時,足柄上・下郡をはじめ,同国津久井県(現・神奈川県相模原市)・駿河国駿東郡(現・静岡県小山町,御殿場市)などに合計409か村を領有していた.

領内には東海道が通り,小田原藩は近世期を通じて徳川幕府より箱根関所の管轄,東海道の委任管理を命じられていた。こうした江戸防衛への重要な軍役を担っていたこともあり,藩主のなかには老中に就任するなど幕政に参与し,小田原藩領は幕閣譜代大名が支配する城地とされた。なお貞享三年(1686)以降は,明治四年(1871)の廃藩置県まで大久保家の治世が続いた[小田原市(1999)p131~134,p178~183,小田原市立図書館(2007)p77,馬場(2006)p439~441].

その小田原藩が藩庁を置いていたのが,箱根山の東に位置する相模国足柄下郡小田原府内(現・神奈川県小田原市)である.【図】は小田原城下の概要を図示したものである.小田原城下は江戸方面への西の玄関口にあたり,江戸の藩屏(江戸防衛の拠点)と位置付けられていた.また城下は「小田原府内」と呼ばれ,外堀に囲まれた丸の内,分散配置の侍屋敷地,町人地の小田原町,外縁部に位置する寺社地,谷津村から構成されていた[小田原市(1999)p228].

なかでも町人地である小田原町は東海道の宿場と城下を兼備する都市であった.小田原町は東海道に面した通り町9町(新宿町・万町・高梨町・宮前町・本町・中宿町・欄干橋町・筋違橋町・山角町)と、甲州道などに沿った脇町10町(千度小路・古新宿町・代官町・茶畑町・青物町・一丁田町・台宿町・大工町・須藤町・竹花町)の合計19町から成立していた.通り町は「小田原宿」とも呼ばれ、東海道9番目の宿場として、箱根越えの旅行者で賑わった.宿内には幕府の役人や勅使、諸大名が宿泊する本陣・脇本

陣があわせて 8 軒存在し,一般旅行者のための旅 籠屋が常時 80~90 軒ほど営業していた. 安政六年 (1859)の記録によると総家数 1458 軒,人口は 5897 人であった[小田原市(1999) p235~237, p243].

§3. 小田原町の全体被害

小田原藩による幕府宛の被害届を書き写した同藩家臣・林田八蔵による『地震御届書之写』と,同様に被害届を筆写した小田原藩と縁の深い二宮尊徳の記録『相州小田原大地震取調御届書写』や『藤岡屋日記第五巻』をもとに,小田原町の被害を【表1】に示した.表中の内訳にある御伝馬役家,人足役家とは小田原町人が負担した夫役の一つ,伝馬役・人足役を負担していた町家を明示している.小田原町の場合,町ごとに東海道の人馬輸送に必要な伝馬役,人足役などの課役が割り当てられ,町人は居屋敷の所有と諸営業が認められる代わりに,それらを勤める義務を負っていた.

【表1】小田原町の被害

Table1. Earthquake damages in odawara-cho

被害状況	内訳
本家20軒潰	御伝馬役家2軒・人足役家18軒
本家103軒半潰	御伝馬役家12軒・人足役家91軒
本家430軒破損	御伝馬役家174軒・人足役家256軒
本家土蔵28棟潰	御伝馬役家3棟・人足役家25棟
本家土蔵276棟半潰	御伝馬役家45棟・人足役家231棟
本家土蔵84棟破損	御伝馬役家19棟・人足役家65棟
物置小屋1か所	人足役家1か所
怪我人3人	御伝馬役家男2人·女1人
水道615間余崩	

「地震御届書之写」(小田原市郷土文化館所蔵)、『二宮尊徳全集 第19巻 仕法 小田原六(二宮尊徳偉業宣揚会,1931年,1403~1406頁)、『近世庶民生活史料 藤岡屋日記 第五巻』(三一書房,1989,219~220頁)より作成

3.1 小田原町の被災状況

【表 1】によると,小田原町では潰 20 軒,半潰 103 軒,破損 430 軒,怪我人 3 人であった.潰・半潰・破損の数値を合わせると,被災家屋は 553 軒にのぼる.安政六年当時総家数が 1400 軒余であることを踏まえると,小田原町全体の約 4 割の家屋が被災したことになる.

また表中の人的被害には怪我人3人と明記されているが,小田原宿本陣役片岡永左衛門の記録『地震ニ付,本家・土蔵・神社等取調帳』には「半死人拾四人」とあることから,実際の怪我人は表の数値よ

りも多数に及んでいたと推測される.

表中には地震により、町内を流れる水道 615 間 (約 1 キロ)程度が崩落したことがわかる.この水道とは小田原町内を流れた上水道・小田原用水のことを意味している.小田原用水は箱根芦の湖を水源とする早川の水を板橋村(現・小田原市)で分水し、山角町の光円寺から東海道沿いに西から東へ疎通しており、普段は用水路に石蓋がしてある状態で、小田原町内を暗渠のまま流れていた[小田原市(1999)p236、小田原市立図書館(2007)p105].町人や藩家中など城下住民は、この小田原用水を生活用水に使用していた.用水は小田原藩の屋敷方奉行(御屋敷奉行)が管轄していたとみられ、その維持管理は小田原町人に課された夫役の一つであった[石井(2004)p32~38、小田原市立図書館(2007)p105].

『鶏肋集 嘉永六年春夏 十三』収録の尾張藩七 里飛脚によるものと考えられる被害報告をみると、 小田原用水の被害が具体的に記されている.

【史料1】

〔前略〕

一往還通り真中二水道四尺巾通り一面二御 座候処,蓋石·石垣共崩込候二付,往還一面 二水吹出,其外道橋少々ツヽゆれ込候所も 有之候

[後略]

震動で小田原用水の石蓋,石垣が崩れたことにより,東海道一面に用水の水が溢れ出たことが確認できる。とくに山角町と筋違橋町は用水路の損壊被害が激甚であった[『地震二付,本家・土蔵・神社等取調帳』].震災直後,用水路の破損,溢水被害により城下住民の水供給に影響を与えたことは想像に難くない.

一方,尾張藩家臣大道寺家用人の水野正信が記した風説留『青窓紀聞 四十四上』には,震災発生5日後の二月七日に同藩小田原宿詰七里飛脚が江戸表(尾張藩江戸藩邸か)へ上申した被害報告が収録されており,小田原城下の詳細な被災状況が知られる.

【史料 2】

〔前略〕

- 一小田原宿見附倒レ落候旨
 - [中略]
- 一右辺住居裏之方七分通り崩レ候様ニ相見 候旨

- 一本陣清水金左衛門方土蔵類ハ不残崩レ,上 段向其外湯殿等故障無御座,玄関向・小座 敷・台所辺余程傾き候由
- 一<u>右本陣前半丁程入込</u>, 松原明神と申社有之, 七間程之瓦葺拝殿崩, 本社無故障, 右拝殿二 子供十人程遊ひ居候処, 緋之衣着小僧一人 来り, 右子供共追出候, 尤直二右拝殿震ひ崩 レ候旨

[中略]

一<u>旅籠屋向裏通り之方ハ多分損候旨</u> 〔後略〕

(下線は筆者による.以下同じ)

史料によれば、小田原宿の見附(山王口・板橋口)が倒れたほか、宮前町にあった清水金左衛門本陣の土蔵が崩れ、玄関はじめ小座敷と台所が傾くなどの被害が出た. さらに小田原宿の惣鎮守松原神社では拝殿が崩落した. なおかつ、旅籠屋(宿場)の裏通りに至っては損壊家屋が多いものと推測している.

尾張藩年寄石河家の風説留『弘慶時事録』に収録された同藩七里飛脚の被害報告には、「彼八ツ棟作とか申て名高き外郎も潰候由」と歌舞伎市川団十郎家の十八番「外郎売」で知られる、欄干橋町の薬商外郎家も家屋・店舗ともに倒壊したという.

他方,いくつかの史料から小田原町のうち家屋被害が甚大な地域を推定できる.小田原町千度小路に居住していた質屋の女主人の日記『関老母日記』には「其時は破そん壱番竹花弐番須藤町三番大工町四はん山角町筋かいはしあとは土蔵いつとうにはそん致し候」と記されており、『小田原藩士星見某書翰』にも「町家も小田原城下十九町之内、竹ノ花町、須藤町、大工町は町家総潰れに而、立家一軒も無之」とある.小田原町全19町のうち、家屋被害が甚大な地域は竹花町・須藤町・大工町・山角町の4町とみて間違いはないだろう.

事実,小田原藩家臣吉岡信之が地震当日から約2週間にわたり,自身の被災体験を綴った『地震日記』によれば,吉岡が地震発生3日後の二月五日,家臣への地震見舞のため城下を廻っていた際,「竹花町・須藤町の町家潰家いと多く,えゆきがたき所さへあり」と竹花町と須藤町では潰家が多く,甲州道の一部を瓦礫が塞いだためか,通行困難な箇所もあると記している.

宇佐美・他(1984)は天明二年七月十四・十五日 (1782年8月22・23日)に発生した天明小田原地震 を事例に, 竹花町, 大工町における被害の甚大さを 指摘しており, その理由を地盤の悪さとしている. 嘉永小田原地震においても竹花町, 大工町一帯の 家屋被害が甚大であり, 宇佐美の指摘は示唆に富 te.

3.2 宿場への影響

小田原町のうち通り町に位置する東海道小田原宿では、地震によって日常的な宿場業務に影響が及んでいた。尾張藩家臣・国学者の山田千疇が記した風説留『椋園雑記 五』には、尾張藩小田原宿詰七里飛脚からの上申として次のことが記されている。

【史料3】

〔前略〕

一<u>当宿方之儀, 人馬継立登り方難出来幷休泊</u> 之儀難相勤由問屋共願出候ニ付, 此段御達 申上候, 今朝迄時々震続ニ御座候ニ付未野 宿仕居候, 子細之儀早速取調御達申上候, 以 上 二月四日 小田原詰七里之者 〔後略〕

二月四日に小田原宿問屋が尾張藩小田原宿詰七 里飛脚に西国方面への人馬継立と,宿泊が困難な 状態を伝えている.七里飛脚はその報を受け,尾張 藩側へ通知した模様である.

さらに、田安家家臣・蜂屋茂橘の編纂書『椎の実 筆 四十五』には以下の記述がみられる.

【史料4】

「前略〕

小田原辺大地震

二月二日朝四ッ時大地震ニ而箱根山中組石垣所々ゆれ崩る,往還通路無之,当市中之儀者土蔵・居宅数多損し,於今時々地震有之候ニ付町家住居不相成,畑中江囲ひ致し居候始末ニ付,為登早馬休泊候処も無之,殊ニ往還止メ之儀ニ付人馬共諸家様御用物継立相成兼候,此段御知らせ申上候,已上 二月五日便り

右之通小田原宿小西清左衛門より申来候,以上

二月八日

京屋弥兵衛

右ハ田安御屋敷ヨリ御用筋有之,京屋へ問合候節申 出候書付也

〔後略〕

この史料は小田原宿で定飛脚問屋に代行して集 荷・取次業務を担った小西清左衛門が,定飛脚問屋 京屋弥兵衛へ宛てた注進書の写しである. どうや ら,田安家からの要請により,京屋がこの注進書を 同家へ届け出た様子である.

史料をみると、小西は小田原市中が被災したため、登りの早馬が休泊する場も皆無な上、東海道の通行止めにより、大名など諸家御用物の継立が不可能な状況を京屋に知らせている。田安家が京屋にこのような情報を求めたのは、地震発生の報を得て、東海道筋の御用物継立に支障がないか、その有無を確認する目的があったに違いない。

小田原藩家臣配嶋庄兵衛の記録『大地震二付荒増之手控』には、「小田原旅篭家何連も数十日之間者、軒端江仮家ヲ拵、旅人留昼通し分ハ喰事抔二甚差支候事、何連も大破ニ而商売ヲ致者無之事」と、旅籠屋は数十日間軒端に仮設の小屋を設けて営業を続けていた。ところが調理に必要な材料が入手しにくいのか、旅籠では連泊客に供する昼食などが差し支えたという。そればかりか、宿内では店舗や家屋が大破したため、その他商売する者は誰ひとりもいないと綴っている。

人馬継立,旅行者の宿泊・休憩は宿場の重要な業務であることはいうまでもなく,地震により,小田原宿の宿駅機能が著しく麻痺したことがうかがえる.

§4. 初動対応の実施

嘉永小田原地震発生直後,小田原町ではいかなる初動対応が実施されたのであろうか.その対応の特徴について検討していく.ただ,現在の小田原市域には町方の史料が少ないため,他地域の史料保存利用機関で公開されている古文書・古記録類を活用しながら考察していきたい.これは本章に限らず,他章も同様である.

なお,小田原藩から小田原の各町へ触など示達する場合は,藩(町奉行)→町年寄→町役人を通して各町の順で通達されたようである.とくに町年寄の場合は,幕末期には4名が輪番でつとめ,公儀からの御触や藩主よりの命令を町中へ申し渡すことが重要な任務の一つでもあった[小田原市(1999)p265].

4.1 火災発生への警戒

地震直後,小田原城下の3か所で火災が発生し

た.

【史料 5】

[前略]

大久保加賀守様御在所相州小田原駅昨二日 大地震ニ而, 巳ノ上刻ゟ震初, 申ノ刻ニ至候 而も震止不申, 御城ヤ二ノ丸御殿は別条無之 候得共, 塀・櫓其余共過半ゆり倒シ, 御城下人 家も余程震潰シ, 三ヶ所ゟ及出火候ニ付早速 消留候得共, 死人・怪我人等も有之, 急場之儀 ニ付箱根山之様子, 御関所も如何相成候哉取 調方届兼候間, 猶段々御注進可申上旨, 申ノ 中刻差立候早飛脚両人今朝四時頃御上屋敷 江到着仕候由及承候間, 此段奉申上候, 以上

#

二月三日

[後略]

上記の史料は、三河西尾藩の記録『徒目付探索書』の一部を抜粋したものである。早飛脚を通じて江戸の西尾藩上屋敷へもたらされた情報を記録している。下線によれば、小田原城下の3か所で出火したものの早急に消し止められたとある。火災発生の記述は、小田原藩家臣里見家が作成したと思われる記録『小田原藩士星見某書翰』にも「町方三ヶ所出火に候得共、早々けし留め、火災は無之相済申候」とあり、いずれの史料も迅速に消火されたとあることから、大規模な延焼や大火被害には至らなかったのだろう。

その後,小田原藩は早くも地震発生当日の夜間より二次災害の抑止に動いている.吉岡信之の『地震日記』二月二日条には「御目付・物頭・町奉行は馬にのり,従者を引まとひ廻りありき,町々の拍子木の音かまびすし」と目付,物頭,町奉行が騎乗しながら城下の巡回をおこなっている.併せて町々では火災と治安悪化を警戒してか拍子木を打ち鳴らしながら,火の元の見廻りがなされた.

尾張藩陪臣水野正信の風説留『青窓紀聞 四十四上』によると、同藩小田原宿詰七里飛脚による被害報告から、小田原町内では地震発生後間もなく、以下の対応が実施されている.

【史料 6】

〔前略〕

一小田原宿ハ今以野宿ニ而,諸道具迄も家内 へ入候事不相成,尤火を焚候儀も不相成段, 領主ゟ申談候旨

町々五町ツ、組合火之元廻り厳敷中ニハ,

三味線なども用ひ、けしからぬ賑やか成事のよし

一右宿名主初大鼓·笛或銅だらひ等ニ而, 夜中 火之元見廻り候旨

[後略]

小田原藩は家屋倒壊,火災を防ぐ目的か,小田原宿内の家屋の立入と焚火を禁じた.町奉行→町年寄→町役人を介して,各町の順で示達されたのだろう.それとともに,小田原町19町のうち5町ごとに組合を設けて火の元の巡回をおこなう一方,宿名主らも太鼓・笛・金盥を用いて夜間町々を巡回している.

このように小田原町では、地震後に町、小田原藩ともに火災発生を厳重に警戒していたのである.

地震発生に伴う火災への警戒は, 嘉永小田原地 震時に限定されるものではない.

【史料7】

〔前略〕

昨四日辰中刻過小田原宿地震二付申上候, 当宿之儀ハ去春大地震程之義ハ無御座候得 共,右二引続キ地震余程長ク,宿内一円表裏 江逃出シ,地二伏申候,其後より今朝二至ま て<u>度々小地震二而,焚火等ハ居宅ニ而ハ難</u> 相成,裏畑等ニ而食事相拵,宿内之者何レも 一夜野宿仕候,役所之儀も余程損所出来申 候,右二付旅篭屋向休泊等差支候得共,人馬 之儀者継立仕候

- 一往還通損所無御座,城內并家中屋敷大損相 成候場所者御座候
- 一箱根宿等大損ニ付, 人馬継立之儀当宿より 三嶋まて相越申候, 先々此段荒増之儀早速 御達申上候

十一月五日

小田原宿 七里之者

〔後略〕

上記の史料は『安政甲寅震災諸家届書』のうち、 嘉永小田原地震の翌年、安政元年(嘉永七年)十一 月四日(1854年12月23日)の安政東海地震の際、 尾張藩小田原宿詰七里飛脚が小田原宿の被害状況 を記録したものである.安政東海地震でも小田原 宿一帯は強く揺れ、余震が立て続けに発生するた め、屋内での火の使用を差し控えた模様である.防 火の目的か、食事などに必要な煮焚は家屋ではな く、裏畑といった空地でなされている. 嘉永小田原 地震と同様に、小田原藩より防火の触が出された可能性も考えられ得る.

同じく安政東海地震に関わる史料として,越前 国敦賀郡大比田村(現・福井県敦賀市)名主中山家 の史料『諸国大地震見聞書写』を取り上げたい.相 州梅沢村(現・神奈川県中郡二宮町)で安政東海地 震に遭遇した「伊勢山田迄登ル者」が,東海道四日 市宿(現・三重県四日市市)に至るまでの東海道沿 道の被災状況を書き記している.

【史料8】

一相州梅沢村同刻大地震在之候得共,家損等 之義ハ一切無之,小田原宿者梅沢村ゟハ強 ク在之,裏家ニ而わら屋弐,三軒潰れ,表家 ニ而虎屋藤右衛門土蔵之壁少々ワレを見受 申候,外ニ家損し等之儀ハ更ニ無之候へと も,家一同火をケシ,裏表江敷物を取出し住 居仕候,渡世相休ミ罷在候〔後略〕

小田原宿では裏通りに建つ藁葺の家屋が 2,3 軒倒壊したほか,表通り(東海道)沿いの虎屋藤右衛門こと薬商外郎家の土蔵壁が少々ひび割れた.そのほか破損した家屋はないものの,町内では地震後に「家一同火をケシ」,家屋の表裏へ敷物を敷いて,屋外で避難生活を送っていたとある.この「家一同火をケシ」という記述にこそ,地震後火災発生を警戒し,直ちに防火の徹底を図ろうとする小田原町人の初動対応の特徴があらわれている.

このような火災への警戒は町人のみならず, 嘉永小田原地震発生当時の小田原藩家臣も同様であった.

【史料 9】

〔前略〕己もいそかはしく障子あけんとするに、とみに得あかざりしを辛うして庭に下り立ぬれと、火の事の心にかかれば、ふたゝび内に入て、遠つ祖より持伝へたる刀に、なき父信基に故侍従の君の賜りたる宗光の脇差はきそへて、かねてかゝる時持のくべき心かまへし置たる九折を負ひ、火桶を諸手に持て出る程、そこらの鴨居などの落るさま恐ろし〔後略〕

吉岡信之の「地震日記」によれば、地震発生直後に吉岡は烈しい揺れに身の危険を感じ、一旦邸宅の庭に飛び出した。しかし火の元のことが気にかかり、再び家に戻って、非常時に備えて常置していた九折(つづら)を背負い、火桶を手に避難している。この避難行動は、吉岡本人がまさしく火災発生

を警戒していることにほかならない.

同じく小田原藩家臣をつとめた関重麿が,後年著した回顧録『六十夢路』にはこうある.「時ニ習字場ノ児童数十圧セラル、ノ所タリ,直ニ馳テ之ヲ救出シ,又出火ヲ防消ス」と関自身が小田原城三の丸の藩校集成館で講義中,嘉永小田原地震に見舞われた際,集成館内の習字場が倒壊し,児童数十人が下敷きになり救出にあたるなか,火の手が上がり直ちに消火している.

4.2 小田原用水の復旧

『青窓紀聞 四十四上』には次のことが記されている.

【史料 10】

〔前略〕

一同所伏越水道七丁程石蓋落, 石垣崩レ候処, 右蓋一昼夜ニ取揚候付水通り候旨

[後略]

小田原宿内では「伏越水道」, つまり小田原用水のうち, 用水路にかけられた石蓋が延べ 7 町(約760 メートル)程にわたり落下した. このほか石垣も崩落したため, 石蓋・石垣の引揚が一昼夜通しておこなわれ, 水道の復旧に至ったことが確認できる.

既述した通り、地震により用水路が崩落し、東海道への溢水被害が発生していた。復旧作業がいつおこなわれたのかは不明だが、尾張藩小田原宿詰七里飛脚が被害状況をとりまとめて、江戸表へ出府したのが二月七日であることを踏まれば、少なくとも地震発生当日から二月六日までの間に取り組まれたに違いない。ともすれば急ピッチで作業が進められたことになる。

この後五月以降,小田原藩が臨時職として御城 向御普請御用掛(後述)を設置した際,御用掛の一 人に任ぜられた家臣入江万五郎が「山角町筋違橋 町水道普請之儀」[『御家中先祖並親類書 4』]と山 角町と筋違橋町に敷設された用水路の本格的な修 復にあたっている.

小田原用水の復旧には生活用水の確保とともにもう一つの理由が考えられる.元禄地震の際に東海道を通行していた,京都下鴨社神官・梨木祐之の 『祐之地震道記』には小田原宿の被害状況として,

【史料 11】

〔前略〕駅中海道の中は水道也. 其水道裂破て, 足を立るにさたかならす. 焼亡の折節, 水

道の上は,水路溢て,下は水不通,火を消滅するに,便を失へりとそ. [後略]

水道(小田原用水)の破裂により,東海道へ溢水し,用水路には水が流れていないため,消火には役立たないと書き留めている.小田原用水が震災で壊滅的な被害を受け,消防用水としての機能が麻痺したことを指摘している.

嘉永小田原地震の発生直後に小田原用水の復旧 作業を急務としたのは、生活用水の回復とともに、 消防用水の確保という側面が挙げられよう。実は 小田原用水は生活用水とともに、消防用水として も併用されていた[小田原市立図書館(2007)p105]. 地震直後万一の火災発生に備えて、消防用水とし ての供給回復も目的に復旧作業が進められたに違 いない、小田原用水の被災は、城下住民全体の生活 のみならず、火災発生といった非常時の対応にも 影響を及ぼすものであったのである.

以上のように嘉永小田原地震発生後,小田原町では町・小田原藩双方が火災という二次災害を未然に防止,あるいは大火への被害拡大を抑止することを目的に,初動対応を実施していたことが明らかになった.

地震後,速やかに火災への警戒態勢を敷くことが可能だったのは,小田原町人が日常的に小田原 用水を維持管理し,消火・防火に関する夫役を担っ ていたからであろう.

小田原町人が負担する夫役には伝馬役,人足役のほかに町並役があった.町並役とは城下の公共秩序,城下住民の生活維持を目的とした夫役である.町並役のなかには,小田原用水の維持管理(小田原用水の水送り人足,小田原用水・下水の大樋の普請人足など)をおこなうものや,各町内の火の番所(自身番)番人,定火消し人足など消火・防火に関するものがあった「小田原市(1999)p258~259].

町人は火災防止のために夜ごと町内を見廻るだけでなく、諸大名や幕閣要人が小田原宿へ宿泊する際には「町中火之元別而入念」れて巡回するよう命じられてもいた[『御用留(安政4年正月~)』]. 普段よりこのような夫役を担っていたからこそ、地震災害時においても防火への早急な対処が図られたのである.

こうしてインフラの復旧と火災の防止を手早く 実施することは東海道の通行・運輸の回復を促進 させるだけではなく、宿場機能の停滞も抑止させ、 町人自らの生活安定にもつながる.後述するが、嘉 永小田原地震の発生翌月には,尾張藩が参勤交代に伴い小田原宿へ休泊する予定になっていた.さらに震災被害に伴う,江戸・西国間の運輸・通信への影響も解消しなければならない.それゆえ,防火の徹底とインフラの復旧が急務だったのである.

加えて、小田原町で防火への対応を可能にした 理由の一つに、官民双方に「地震発生=火災発生」 という共通の災害意識が内在していたとも考えら れる.

§ 5. 小田原町にみる救済

地震後におこなわれた小田原町への救済について,まずは小田原藩・幕府側による公的資金の支給,貸付の様相を紹介し,その次に本来は宿場の運営積立金である趣段金が,震災の救済金として利用する一端を考察していく.双方を考察した上で,小田原町における救済金の支給・貸付目的について検討することにしたい.

5.1 小田原藩・幕府側の救済

小田原宿本陣役片岡永左衛門の記録『地震二付, 本家・土蔵・神社等取調帳』には,小田原町内でいか なる救済策が実施されたのか詳細に記されている.

【史料 12】

〔前略〕

二月十六日

一金千両也 御拝借

此訳人馬町大破損有之者江

夫々拝借,残金 人馬町江拝借

仴

三匁弐分 伝馬町

三匁壱分 人足町

一銀三百四拾四匁七分壱厘弐毛

此金五両弐歩弐朱卜

銭七百六拾壱文

五拾三日役

永左衛門

一日役二付

銀六匁五分四毛

三月廿一日

一金百両也

殿様御手元金町中江被下置候,割合頂戴但,町中家割壱軒二付

銭五百三拾五文

四月八日

一金五両弐歩弐朱ト

七百六拾 六 文 五拾三日役分

一日二付六匁五分四毛

右者地震二付,従

御上様金七百両無利拾ヶ年賦ニ拝借被仰付候,町中江

[後略]

小田原町では二月十六日に金1000両を拝借し、 人馬町(伝馬役と人足役を負担している町)で家屋 が大破損した者に貸し付けられた.小田原宿本陣 役片岡永左衛門には1日役銀6匁5分4毛の割合 で,53日役分に相当する銀344匁(金5両)余が貸 与された.

傍線部の「一日役」や「五拾三日役」など,この割合は何を意味するのであろうか.小田原町に居住する町人の課役である伝馬役の場合,7 町(万町・高梨町・宮前町・本町・中宿町・欄干橋町・筋違橋町)の町人が公用継立に必要な宿馬を1日10疋まで負担した.永左衛門が居住する本町では伝馬役が課されていた.各町では予め一定の負担割合が設定され,伝馬役を担う家ごとに年間何日役と細分された形で負担することになっていたのである「小田原市(1999)p249~250,p255~256〕.

つまり永左衛門は、年間 360 日のうち 53 日分の 伝馬役を負担しており、1日分を銀6 匁5 分4 毛の 割合にして、役負担の日数に応じて救済金が貸与 されたことになる.この史料には、救済金の貸付元 については何も明記されていない.小田原町では、 東海道の人馬輸送を維持する名目で幕府からの公 金を拝借できたことや、貸付金額が高額であるこ とから推測して、幕府側によるものだと思われる. 人足役を負担していた 11 町(山角町・筋違橋町・万 町・新宿町・茶畑町・代官町・千度小路・青物町・一丁 田町・台宿町・須藤町)でも同じ割合で支給されて いたものと考えられる.

なお同史料には、四月八日に小田原藩から町へ700両を無利足10か年賦の形で貸与がなされた際にも、永左衛門には先ほどと同じ割合で伝馬役負担の日数に応じて金5両余が貸与された。三月二十一日には藩主御手元金100両が下され、町内では家1軒に付き、銭535文の割合で支給されている。

このほか,小田原藩は家屋皆潰・半潰の被災者に対し,合計500両を無利足10か年賦で貸付をおこなう[『御普請役大木猪平太様,論所地改中川亮平様宿柄御糺トシテ御越ニ付書上書類』]傍ら,三月二十九日には救援物資として「町郷江者一統江梅干被下置候」と小田原町に限らず,村落に至るまで梅干を支給した[『大地震ニ付荒増之手控』].

5.2 趣段金の利用

『大地震ニ付荒増之手控』には,次のようにある. 【史料 13】

[前略]

一町家江町年寄趣段 之 内二而, 間口壱 軒 之

壱 両 之割ヲ以 割 ヲ 以金壱 両充出金ニ相成候事

但, 町年寄金拝借之趣承り候事 〔後略〕

「町年寄趣段金」のうち,間口1間につき1両の割合で町家へ貸与されている.小田原宿における趣段金の場合,宿場助成のために町家の間口1間を単位に月掛金を徴収し,これを小田原藩の仕法役所に高利で貸し付けて,その利子を幕府・藩からの拝借金の年賦返済に充てていた[小田原市(1999)p532~533].このほか,幕府や藩からの拝借金を一旦小田原藩の地方役所へ預けたのち,融資希望者へ貸付け,返済時の利息を宿場内に備蓄し,収益を確保する方法もとられていた[宇佐美ミサ子(2005)p45].

小田原町の一つである中宿町で薬商を営んだ小 西治左衛門家の『積金勘定帳』には、地震時におけ る趣段金の支給について、詳細な記述がみられる.

【史料 14】

〔前略〕

別手段壱人扶持被下

一金百九拾両

酉年元

此利金拾壱両壱分弐朱

ニロメ金弐百壱両壱歩弐朱

戌年元

凡七朱

此利金拾四両

惣〆金弐百拾五両壱分弐朱

亥年元

凡七朱

此利金拾五両 物×金弐百三拾両壱分弐朱

子年元

此利金十六両弐朱 物×金弐百四拾六両弐歩

丑年元

凡七

此利金拾七両壱分 内金七両也

是ハ地震ニ付施行ニ遣

惣〆金弐百五拾六両三歩

寅年元

[後略]

上記の史料は嘉永二年(1849)から嘉永六年(1853)までの趣段金の積立額を記録したものである. 丑年(嘉永六年)分の利子17両のうち,7両を施行との名目で地震の救済金として支給している. 趣段金の一部を救済金として支給したのはこの時に限らず,安政五年(1858)のコレラ流行時にも難渋者へ70両を下付している[『積金勘定帳(嘉永7年~)』].

この趣段金の支給にあたり、小西家の存在を見過すべきではない. 小西家は小田原の城下商人のうち、小田原藩より藩への御用金調達や趣段金、各積立金の運用を担う「御用聞」に任命されていた[小田原市立図書館(1981)p56]. また、藩や幕府からの宿場助成金を運用する利廻役にも任ぜられていた. いうなれば、小西家は宿場財政を司る立場にあったのである. なおかつ、同家は近世中期から幕末期まで代々町年寄を務め、町政にも携わっていた[小田原市(1999)p264~p265、p268]. 災害時に趣段金を救恤目的として転用することが可能なのも、小西家のように、町政資金を日常的に運用管理する役職が宿場に置かれていたからである.

【史料13】の「町年寄趣段金」とは小西家など町年寄が、小田原藩より運用管理を任されていた趣段金の一種と考えられる、小西家をはじめ町年寄には趣段金を運用管理する上で一定の裁量権があったのだろう。

近世期, 伝馬役・人足役の負担は平時のみならず, 飢饉をはじめ災害時でも維持, 確保する義務が宿 駅に課されていた. 公的通行・輸送, 通信の維持を 原則とし, そのために必要な伝馬・人足を負担する 街道筋の役家, 宿駅に対しては, 小田原藩と幕府よ り必要な助成がはかられた. 一方町役人は町人の 生活を保障し、宿場経済を安定させることが求められていた.藩・幕府の公的資金を含むこれらの救済金は、宿駅機能の復旧と町人生活の安定維持を目的とした助成金とも捉えられよう.

§6. 小田原町の復旧

小田原町内の復旧に関する史料は極めて少なく、ここでは小田原宿の再開を中心とした検討にならざるを得ない. ただ他章と同様, 在地以外の他の古文書・古記録類を活用しつつ, 断片的な記述からひもといてみたい. また本章では嘉永小田原地震の翌年, 安政元年(嘉永七年, 1854) に発生した安政東海地震後の小田原宿の状況についても併せて考察したい.

6.1 小田原宿の再開

京都在住の天王寺方楽人(雅楽の演奏家)東儀文 均が書き記した『楽所日記 十』にはこのような 記述がみられる.

【史料 15】

〔前略〕

サ二日雨丁酉 卯刻発足,箱根本陣ニ而中食, 関所越,相州小田原駅小清水屋へ着, 申半刻泊,当城並駅中当月二日已刻 大地震ニ而大破損付,漸此頃ゟ宿屋 商売相始候由承ル

〔後略〕

文均が江州三上城主遠藤但馬守の近習などへの 雅楽指導のため、江戸へ下向する途中、小田原宿へ 宿泊した. その際に二月二十二日頃より旅籠屋の 商売が再開したとの情報を得ている. 文均が小田 原宿へ到着した頃には、旅籠の営業が本格的に再 開された模様である.

地震発生 1 か月後の三月,尾張藩主徳川慶恕一 行が国元帰国のため小田原宿に宿泊した.『徳川慶 恕日記 第十一冊』によれば,

【史料 16】

〔前略〕

三月二日 烈風

五時 御発駕,御堀場迄御乗馬之処,雨天相 成候付御乗輿相成候

六時三分戸塚駅江 着御被遊候

同三日快晴

<u>卯上刻御立 七時弐分小田原江着御</u> 同四日晴 寅中剋御立 七時三分三嶋駅江着御 〔後略〕

三月二日に江戸を出発した慶恕一行は,予定通り翌三日に小田原宿へ到着している.尾張藩の場合.小田原宿の定宿は清水金左衛門本陣と定められていた[宇佐美ミサ子(2005)p56].前述した通り,嘉永小田原地震では清水金左衛門本陣も土蔵類が崩落するなど被災している.しかし,日記には慶恕一行が「清水金左衛門」方へ到着したとは明記されていない.

ただ、尾張藩の参勤交代は年代で差異はあるものの、概ね供人数 1500 人、人足 2000 人、行列の長さは 400 メートル以上という大行列をなしていた。また基本的に参勤交代の場合、本陣に宿泊できるのは藩主のほか上級家臣に限られ、多くの家臣たちは宿内の旅籠に分宿するのが一般的であった[徳川美術館 (2007) p96~97、櫻井 (1997) p14~15、p28~29].

さらに宿場では、諸大名宿泊の 2,3 か月以上前から一行を受け入れる準備が進められていた. 一方、諸大名宿泊や通行前には、役負担として東海道筋の沿道・宿場内の住人らの手で、街道の清掃、道橋の普請など(掃除役、掃除丁場と言われる)が必ずおこなわれていた[神奈川東海道ルネッサンス推進協議会(2000)p226~229].

以上を踏まえば、尾張藩一行の到着以前には、小田原宿全体が大人数の宿泊客を請け入れるほどの体制を整えている必要がある. 地震発生翌月には、既に小田原宿は諸大名の宿泊が可能な程度、宿駅機能を回復させていたものとみて間違いなかろう.

6.2 臨時職の設置

地震発生 3 か月後の五月,小田原藩は小田原城 と城下の普請を目的に,別の役職との兼職として, 御城向御普請付惣奉行と御城向御普請御用掛とい う臨時職を設置した.

小田原藩家臣の親類関係や先祖の事歴を記した 『御家中先祖並親類書』によれば、惣奉行・御用掛 には合計9名が任命されている【表2】. 御城向御 普請付惣奉行はともに御家老職・御勝手方頭取で あった大久保弥右衛門と渡辺大允の2名, 御城向 御普請御用掛は7名である. 惣奉行の場合, 大久保 がこの後「不調法之儀」で御家老職を解かれたこ とに伴い、翌嘉永七年(1854) 六月に同じく御家老 職の渡辺大允に交替している. 御用掛のうち, 槙島惣兵衛は年寄役御勝手方, 山元瀬兵衛は御勝手方御用人役, 青木孫兵衛と岡 四郎右衛門は御普請奉行,松波造酒兵衛と入江万 五郎はともに御屋敷奉行(山奉行兼帯)を務めてい た.入江は既述した通り,「往還道筋を初山角町筋 違橋町水道普請之儀」[『御家中先祖並親類 4』] と東海道をはじめ,町内の小田原用水の修復を任 ぜられている.

このようにして、小田原藩内部では家老の指揮下、勝手方(勘定方)と城内・城下の普請を担う実務方(御普請奉行、御屋敷奉行など)との協働による本格的な復旧体制が整えられたのである。勝手方の家臣が任命されたのは、再建に必要な費用を管理する目的であろう。

ちなみに、元禄地震の際にも 5 名の家臣が「御城御普請方惣奉行」と下奉行に任命されている [『元禄・宝永地震』]. 小田原藩内部では地震災害で小田原城と城下が被災した場合に、復旧の実務を担う臨時職が設置されていたものと推測される. 御用掛設置後の小田原城下の復旧について読み取れる史料が 2 点ほど存在する.

常陸国猿嶋郡境町(現·茨城県猿島郡境町)の境河岸において河岸問屋を営み,脇本陣を勤めた小松原家の『旅日記』には嘉永小田原地震後の復旧状況について記された箇所がある.この日記は嘉永六年七月十四日から八月二日にかけて,小松原家当主の応助が他数名とともに相州大山や箱根,江の島といった景勝地を見物した記録である.七月十七日条には次のことが綴られている.

【史料 17】

[前略]

夫ゟ小田原小清水屋伊兵衛へ止宿,町役人ニ而家内万事行届,実意成旅籠屋也,当町大久保様城下壱里余家続ニ而町並の左右共ニ軒下水流,中通水道ニ而左右町並井戸□□□, 御城・見付・土塀・御三階等大くつれ,尤地震 も□節之由,八ツ棟作りういろう見世もくつれ□□□

当事普請中

「後略]

七月十七日に応助らが大山を参詣した後,小田原宿小清水屋に止宿した際,小田原城内と八つ棟造り」で名高い薬商外郎家は「当事普請中」と書き留めている. 惣奉行・御用掛が設置されたこともあり,この頃,小田原町を含む城下では復旧作業が

進められていたとみえる.

続いて、同時期に肥後国熊本から熊本藩江戸藩 邸に赴くために東海道を通行した同藩家臣上田久 兵衛の『上田久兵衛日記 九』の七月七日条を取り 上げたい.

【史料 18】

〔前略〕辺を過るに日巳に黄昏に至るを以,速か二進むて小田原に着時夜六には至らす,当春地震の跡ニ而当宿ハ零落之様子なり,関八州五代之覇業を務て英雄の心を撹ると云,一句の過すと懐旧の情にたへす,野口井芹酒を出して労を慰す,甚酔り,日記を癈して速ニ眠ニ就雨甚し〔後略〕

上田は夜六つ時前(午後6時前)に小田原宿へ逗留した.その際,宿内の印象を傍線部の「当春地震の跡ニ而当宿ハ零落之様子なり」と書き記している.零落とはいささか消極的な表現である.同時期に書かれた小松原家の旅日記に小田原城下の復旧作業が記録されていることを鑑みて,零落という語から,小田原宿が復旧途上にあったものと理解できる.

ちなみに、御城向御普請付惣奉行および御用掛に任命された 9 名の家臣には、小田原藩より褒賞として、翌安政元年十二月二十九日付で酒や吸物などの下賜、格席(順席)の昇格、禄高(知行高)の加増を受けた.

6.3 安政東海地震後の小田原宿

嘉永小田原地震からの復旧が進むなか,翌安政元年(嘉永七年)十一月四日(1854年12月23日)に安政東海地震が発生した.同地震の発生後間もなく,尾張藩小田原宿詰七里飛脚が記した被害報告によれば「当宿之儀ハ去春大地震程之義ハ無御座候得共」と昨年の地震(嘉永小田原地震)ほどの揺れではないものの,「城内并家中屋敷大損相成候場所者御座候」と城内,家臣屋敷では大破した箇所があると尾張藩側へ注進している[『安政甲寅震災諸家届書』].

また熊本藩関連の風説留『風説帳』によれば,作成者が熊本藩家臣坂梨潤左衛門から借り受けたという,三島・箱根両宿による廻状の写には,小田原宿役人からの報告として「小田原宿之儀者一昨年地震ゟ少々軽キ方ニ而,潰家者御座候得共,往還指支者無御座候」と一昨年の地震(嘉永小田原地震)より揺れは軽度だが,それでも家屋が倒壊したの

にもかかわらず,東海道の通行には支障はないと伝えている.

小田原藩による幕府宛の届出には「小田原城内 并侍屋敷其外破損所・潰家等有之」[『加川勝敏筆 記 二百二冊之 十八』]と小田原城内の各所と家臣 屋敷では破損,倒壊の被害を受けたとある. 嘉永小 田原地震から程なくして,小田原城下は再び地震 被害に見舞われたのである.

ここで安政東海地震発生以降の小田原宿の様相を概観したい. 嘉永七年十月から翌十一月にかけて,江戸へ大麻(伊勢神宮の御札)配布を目的に東海道を通行し,駿府を通過する途中で地震に遭遇した伊勢神宮御師・安田啓助賤勝の日記『安田賤勝筆記』(『続地震雑纂』収録,国立国会図書館所蔵)を取り上げよう. この日記には駿府から箱根宿に至るまでの東海道の被災状況が克明に記録されている. 例えば,東海道三島宿の状況を「問屋場の近辺は別而烈しく,三島本陣・本社を始め,拝殿・絵馬堂悉く潰れ,〔中略〕駅は悉く倒れたり」と記すなど,安政東海地震の被害を検討する上で貴重な史料といえる.

【史料 19】

〔前略〕

晴朝風 同廿日_{夕 風}長崎御奉行昨日小田原へ御下り

にて、馬なく見合居しに、午の時過漸々馬来り出足、御関所も少々破損、仮小屋に御役人御詰合、新屋・畑辺は不断のことく、昨春小田原地震の節は二子山ゟ石転び落、往還通行出来兼けれとも、此度は夫程の事もなく、所々山崩れる所もあれとも、さしなる事もなし、暮六ツ時小田原着、虎屋泊、当駅へ来り、はしめて東海道の心もちになりたり〔後略〕

十一月二十日に箱根宿を出立した安田が,箱根関所の破損などを目の当たりにしつつ,箱根山を下り,小田原宿に入ったところ,「当駅へ来り,はしめて東海道の心もちになりたり」と綴っている.小田原宿では安政東海地震直後にも関わらず,各旅籠の営業がおこなわれていた模様である,前述した尾張藩七里飛脚の被害報告には小田原宿内でも嘉永小田原地震の時よりは揺れは強くないものの,家屋の倒壊,破損被害が出ていたとある.それでも地震発生から僅か2週間程度で,道中で家屋の倒壊など凄惨な現場を目撃した者に「はしめて東海道の心もちになりたり」と印象付けるほど,小

田原宿は普段と変わらない賑わいを取り戻していたのではないだろうか.

そのほか,安政二年(1855)に庄内藩郷士で儒学者の清河八郎が,母とともに同年三月から九月までの間に諸国を周遊した日記『西遊草』を紹介したい.『西遊草』には安政東海地震発生から半年以上経過した東海道筋各宿場の被災状況,復旧の様子が丹念に記録されている.一例を挙げると,三島宿の様子を「地震の時大破損にて,旅舎など悉く崩壊,目もあてられぬさまなり」と書き記している.

【史料 20】

[前略]

二十四日

思の外遅く宿をいで、壱里降りて湯元の立場にいたる。七温泉のはじめの湯にて、往来より三丁ばかり入りて福住といふ旅家あり。至て高大なる家なり。人のよく差いたる家なり。「中略」湯元より壱里下りて小田原となる。只今大久保加賀守の城下にて、随分にぎわひの地なり。名物のうひろ及しほからあり。しほからは夏中はあらず。伊豆の往来にて海にのぞみ、城は矢張北条の居りしあとにて、松林のうちにてやぐらばかり高くそばたち見ゆ。昨々年の地震にて破損に及しも、昨年は格別の事もあらさりしとぞ。「後略」

安政二年七月二十四日条によると,清川は母とともに箱根宿を出発し,小田原宿へ立ち寄った.その時の宿内の印象として清川は,「随分にぎわひの地なり」と綴っている. 嘉永六年当時に熊本藩家臣上田久兵衛が,自身の日記で表現した「当宿ハ零落之様子なり」とは対照的な記述である.

また「昨々年の地震にて破損に及しも, 昨年は格別の事もあらさりしとぞ」と嘉永小田原地震の時には城下の各家屋が被災したものの, 安政東海地震ではさほどの事は無かったとも綴っている.

安田啓助賤勝,清河八郎両者の日記を通して,嘉 永小田原地震から2年後には安政東海地震の被害 に少なからず見舞われながらも,小田原宿は盛況 をみせるほど復旧していたことが明らかになろう. 東海道各宿場の被災状況,復旧途上の現場を目の 当たりにした安田・清川の両者からすれば,まるで 対照的な小田原宿の賑わいに一種の安堵感を抱い たのではないだろうか.

§7. 元禄地震の記憶

嘉永小田原地震はじめ地震災害の直後,小田原町では火災発生を警戒することは既に指摘した通りである. それでは何ゆえ, 地震後, 火災発生に細心の注意を払うのであろうか. その理由として, 過去における地震災害の記憶, あるいは教訓が継承されていたのではないかと考えられる.

【史料 21】

〔前略〕

一近辺寺院も格別之破損に而,都而墓所等は何れ之寺院も墓総倒れ,誠に珍敷事に而候, 小田原元禄之大地震も,是程に家中迄之潰 家無之,乍然元禄之度は,御天守より出火に 而,御本丸,其外焼失と申候,天明之大地震 も,此半分にも無之と申候,此度之地震に付, 町方三ヶ所出火に候得共,早々けし留め,火 災は無之相済申候 [後略]

『小田原藩士星見某書翰』には嘉永小田原地震の被害記録とともに、天明小田原地震など過去に小田原城下を襲った地震災害のことが回顧されている。そのなかでも元禄地震の際には天守より出火し、本丸その他も焼失したことが強調されている。

さらに、小田原藩家臣であった関重麿の『六十夢路』にも、同じく小田原城下を襲った地震災害についての記述がみられる.

【史料 22】

天災見聞

嘉永六癸丑早春大雪三昼夜積ルコト尺余,寒 暖順ナラス, 古老日天明震災ノ後七十年許ナ リ,恐ラクハ地震ノ前兆ニアラスヤト,二月 二日天晴風ナシ, 巳ノ上刻余ハ集成館ニテ大 学ノ講義ス,忽チ西北ノ方ニ巨響ヲ発シ,大 地轟々トシテ震動シ,瞬時ニシテ講堂・官廨・ 演武場・習字場トモ破潰顚倒ス,雲煙リヲ揚 ケ灰塵ヲ飛ス, 禽ハ落チ, 獣ハ伏ス, 時ニ習字 場ノ児童数十圧セラル、ノ所タリ,直ニ馳テ之ヲ救 出シ、又出火ヲ防消ス、城中ハ天守・櫓・塀・大破 シ,本丸ノ多門櫓崩落シ,二ノ丸石垣数十間陥落 ス,侍屋敷皆潰レ家四十余戸,半潰レ家二百十余 戸,足軽小屋百七十六戸潰又半潰,他市在数千 万戸ノ潰又半潰・大破アリ,山崩レ,堤ヲ毀チ,道ヲ 杜キ,東海道路ノ絶ツコト数日,又震動大小数昼 夜不止,人民露宿ナルコト数日ナリ,当地地震ノ 大ナルモノ約スニ六,七十年ニアリト云フ,

之ヲ三百年ニ遡ルニ寛永 九年・元禄十六年・ 天明二年ニアリテ,寛永ノ地震ハ稲葉氏カ三 島社ノ神木ヲ伐採セシノ神罰ナリト云フ,口 碑ノミニシテ詳ナラス, 元禄ノ地震ハ尤モ劇 甚ニシテ, 天守ヨリ出火シ, 城下ヲ全焼シ, 圧 焼死ハ無算ニシテ, 谷津村ニ新墓地ヲトシ埋 葬シ,後慈眼寺ヲ建ツト云フ,余カ家ハ当時 林角ニアリ,皆潰トナリ,死者女一人アリ,即 チ隠居美僖君ノ奥自性院ト云フ仏ナリ,又東 南ノ地ハ家ヲ潰サヽルモ全焼セリト云フ, 天 明ノ地震ハ元禄ノ如ク甚シカラス,僅ノ破潰 家アリテ死傷アルナシ, 嘉永ノ地震モ相・豆・ 駿地方村落ニハ死傷多々ナルモ,小田原ニハ 死傷ナシ,余カ家ハ元禄年中ノ仮屋ニシテ百 六十年ヲ経過セシモ, 只大破ニ止リタリキ. [後略]

『六十夢路』収録の「天災見聞」は、嘉永小田原地震の被災状況から記述が始まっている。過去の地震災害のうち、寛永、天明期に発生した地震の記述がみられるなか、とくに元禄地震の被害に関しては紙幅を多く割いて記されている。小田原城下の大火被害のほか、後に取り上げる当時の小田原藩主の発願で建立された黄檗宗慈眼寺の創建についても触れられている。

元禄地震で関家では「余カ家ハ当時林角ニアリ, 皆潰トナリ死者女一人アリ」と当時小田原城東側 の林角に居住していた際,地震で屋敷が皆潰となり女性 1 人が死亡した. さらに同家の屋敷は「元禄年中ノ仮屋ニシテ百六十年ヲ経過セシモ,只大破ニ止リタリキ」と元禄年間に建てられ,築 160 年余経過しているが,嘉永小田原地震では大破で済んだとある. このように,元禄地震時の被災体験が150 年余経ても受け継がれていることは注目に値しよう.

新暦では大晦日にあたる12月31日の午前2時過ぎに発生した元禄地震は、小田原城下だけで合計845人が犠牲となり、そのうちの651人が町方に集中している。その主要因となったのが、地震とともに発生した火災である。地震発生直後、小田原城下の12か所から火の手が上がり、小田原城の二の丸〜三の丸、そして小田原町へと延焼した。

発生当時が真夜中かつ冬場であったため,城下 家屋での囲炉裏や行灯,火鉢の使用が出火原因と されている.また冬季特有の箱根おろしの西風が 吹いていたことが延焼した一因とされる. 小田原町 19 町のうち火災被害で被災したのは東海道沿いの通り町(筋違橋町・欄干橋町・中宿町・本町・宮前町・高梨町), 脇町(青物町・千度小路・茶畑町・代官町)の合計 10 町だという[下重(2013)p228~p230,下重(2014)p23].

嘉永小田原地震の発生直後,小田原町人と小田原藩が火災発生を警戒する理由に,元禄地震後に発生した大火被害とその記憶が,150年余も連綿と官民に継承されたことが挙げられよう.小田原藩が焚火を禁じる一方,町ごとで火の元の見廻りを実施するほか,城下3か所からの出火を迅速に鎮火させ,応急的に小田原上水の復旧をおこない得たのは元禄地震の教訓が活かされていたからだろう.さらに,こうした記憶の継承が「地震発生=火災発生」という官民共通の災害意識を形成させたと考えられる.

ちなみに、関重麿の『六十夢路』に記述されている黄檗宗慈眼寺は、現在も小田原市内に存在する.このうち建立当時の黄檗様式の仏殿は、明治八年(1875)に板橋村の宗福院に移築され、地蔵堂として現存している[下重(2018)p94]. 慈眼寺は元禄地震発生から10年を経た正徳三年(1713)に、当時の小田原藩主大久保忠増自ら開基となり、元禄地震による死者・行方不明者を供養する目的に創建された.小田原城下の町方における死者の約半数が供養されたという[下重(2014)p31、平凡社(1984)p99].

慈眼寺は『六十夢路』のほか、嘉永五年(1852)頃、小田原藩飛地領(御厨領)の駿河国駿東郡山之尻村(現・静岡県御殿場市)名主が作成した元禄地震・宝永噴火の被害をとりまとめた覚書にも「元禄年中之大地震の節、小田原町大揺り仕候て、死人之数を不知、其死人を谷津村へ持行候て埋申候、其所に今の慈眼寺を立ル、嘉永五年迄百五十年に成ル」[『(元禄十六年大地震及び宝永四年富士山噴火覚書)』]と後年の史料にも記されるほど、小田原藩領民には周知される存在であった.

慈眼寺が遺霊施設であるとともに、元禄地震の被害を後年に伝えるためのメモリアル的な要素を併せ持ち、地震の記憶を受け継ぐ上で一翼を担ったのではあるまいか.このような震災被害を象徴する施設の存在が、元禄地震の記憶を 150 年以上経過した嘉永小田原地震の時代にまで小田原藩領の人びとに留めさせた一理由なのだろう.

§ 8. おわりに

本稿では小田原町を事例に、嘉永小田原地震の 震災対応を検討した。史料的制約のため、東海道小 田原宿の範囲にあたる町々を検討するに留まり、 それ以外の町内については十分な検証をおこない 得なかった。そのなかでも断片的な史料から検討 し得たことを以下に記して、まとめにかえたい。

小田原町の震災対応は、町自体が城下・宿駅を兼ねているという性格上、全体的に官民ともに東海道の運輸・通信の維持、さらに町人生活を安定させる目的があった. 地震後、火災という二次災害を未然に防止し、宿場機能を回復させることを第一に小田原町、そして小田原藩も初動対応を実施した. とくに火災発生に対しては官民双方警戒を怠らなかった.

なかでも小田原町に住む町人は、東海道の通行・ 運輸のみならず、城下住民の生活を維持させるために重要な役割を担っていた。それは町人が伝馬役・人足役のほか、日常的に上水道をはじめとするインフラの維持管理、消火・防火の役割を担っていたことである。それゆえ、地震直後にも関わらずインフラ機能が復旧できたのであり、火災も最小限に抑えられたのである。町内の上水道を回復させ、二次災害を抑えることは東海道の運輸・通信を維持することにも、町人自らの生活安定にもつながる。つまり、町人の役負担が震災対応に役立てられたのである。

初動対応に留まらず、救済を施す際にも町人の 日常的な役儀が発揮された. 趣段金の事例でみた ように、宿場内で積立金を運用管理する町人が存 在していたがゆえに、災害などの非常時には救済 金として転用することが可能だったのである. こ のような転用は小田原藩の指示によるものか定か ではないが、藩と運用管理を担う町人間での連携 はなされていたものと想定できる.

以前より,小田原城下の町人にとって諸役の負担は過重であったと指摘されていた[宇佐美ミサ子(2005)p34].しかし,震災対応の視点からみた場合,例え役負担の一環といえ,こうした町人主体による小田原町の危機管理に対し,一定の評価をすべきであろう.

一方小田原藩の場合,地震発生当時,藩主大久保 忠愨は参勤交代で江戸に在府していた.忠愨が小 田原城と関所,領内視察のために,江戸から一時帰 国するのは地震発生から3週間後の二月二十三日 のことである[『大地震ニ付荒増之手控』]. すなわち防火の示達などの初動対応, 救済金支給は藩主不在で進められていたことになる. 藩主が在府していることの多い幕閣譜代藩においては, 領内統治は重臣たちに委ねられていたことから[下重(2014) p27], 災害時に際しての小田原藩および同藩重臣の危機管理能力は総じて高いものであったと評価できる.

地震発生当時、藩主不在のなかで震災対応を実施することが可能であったのは、小田原藩内部に災害対策が構築されていたからであろう.火災発生の警戒・防火の示達、御城向御普請付惣奉行・御用掛の設置がまさしくこれに該当する.既存の対策が十分に機能していたからこそ、火災発生も最低限に抑えられ、なおかつ地震発生2年後には、安政東海地震の被害に見舞われつつも東海道小田原宿の復旧が進展できたのである.おそらくは、小田原町の町政内部にも災害対策の指針が存在していたものと思われる。

こうした震災対応の形成,地震後の防火への対処は元禄地震後の大火から得た教訓であろう.元禄地震ののち,小田原藩領を襲った他の地震災害として天明小田原地震と,この嘉永小田原地震が挙げられる.天明・嘉永の各地震で大火が発生し,小田原城下で甚大な被害を及ぼした記録は管見の限り存在しない.もちろん,大火が発生しない理由には地震発生の時間帯を考慮する必要はある.しかしながら元禄地震以降,官民双方で「地震発生=火災発生」との災害意識が脈々と継承されたことにより,火災発生と大火への被害拡大を抑止できたのではないだろうか.元禄地震の被災が,地震発生時における小田原城下の防災力を高めたともいえよう.

元禄地震が発生した18世紀は,同地震とその後 宝永四年(1707)に発生した富士山噴火,火山灰流 出に伴う酒匂川水害と未曾有の大災害が連続的に 小田原藩領を襲った.それら災害により被災地の 復興までには50年~100年余の歳月を要し,年貢 収納量の激減により藩財政に多大なる影響を及ぼ すなど小田原藩政のターニングポイントと位置づ けられている[馬場(1998, 2015, 2017, 2019),下重 (2017)p53-54].それを踏まえれば,元禄地震の発 生が官民に災害対応の一画期をもたらしたとはい えまいか.小田原藩からすれば元禄地震を契機に, 地震災害の直後には防火の触を出すなど,行政面 で教訓を与えたと考えられる.

本稿では小田原町の事例を取り上げたものの、 嘉永小田原地震の場合、小田原城下のうち、小田原城の再建や家臣への救済のほかに、 東海道・関所 の復旧など災害史の視点から検討すべき課題があまりにも多い。そうした課題を一つ一つ丹念に検 討していきたい。とくに小田原町に加えて、小田原城や武家地を事例に検証すれば、小田原城下全体における震災対応の目的が東海道の運輸・通信の維持、町人生活の安定だけではなく、江戸防衛の要衝の復旧という新たな視点が提示できるかもしれない。

併せて、小田原藩領における元禄地震の記憶について、その継承の手段についても今後追究したいと考えている.

文 献

- 相田勇,1993,『萬之大宝恵帳』により明らかになった嘉永六年小田原地震による津波,真鶴第31号,真鶴町教育委員会,34-38.
- 馬場弘臣, 1998, 小田原藩における俸禄米問題と行 財政の改革, 森山恒雄教授退官記念論文集 地域史研究と歴史教育, 熊本出版文化会 館, 604-609.
- 馬場弘臣, 2006, 小田原藩, 近世藩制·藩校大事典 (大石 学編), 吉川弘文館, 438-441.
- 馬場弘臣,2015,元禄大地震と宝永富士山大噴火 その 1-相模国小田原藩の年貢データから-, 文明 第19号,東海大学文明研究所,33-43.
- 馬場弘臣,2017,元禄大地震と宝永富士山大噴火 その 2-相模国小田原藩領村々の年貢割付状 分析から-,文明 第 21 号,東海大学文明研究 所,1-21.
- 馬場弘臣, 2019, 相模国小田原藩における大災害からの復興と改革・仕法-吉岡家の俸禄米をめぐって-, 文明 第23号, 東海大学文明研究所, 95-113.
- 平凡社(編), 1984, 日本歴史地名大系 14 神奈川県 の地名, 平凡社, 99.
- 石橋克彦, 1994, 大地動乱の時代―地震学者は警告 する, 岩波書店, 8-15.
- 石井啓文,2004,日本最古の水道「小田原早川上水」 を考える,夢工房,32-38.
- 開成町(編),1999, 開成町史 通史編,366-371. 神奈川東海道ルネッサンス推進協議会(編),2000,

- 神奈川の東海道(下)-遥かな時代の道の賑わい-,神奈川東海道ルネッサンス推進協議会,226-229.
- 南足柄市(編),1999,南足柄市史6 通史編 I,南足 柄市,829-835.
- 諸星 光,1994,神奈川県西部地震への関心と対応 1-嘉永地震における復興関係文書を中心に-, 開成町史研究 第8号,開成町教育委員会,37-70.
- 諸星 光,1997,神奈川県西部地震への関心と対応 2-嘉永地震における復興関係文書を中心に -,開成町史研究 第9号,開成町教育委員 会,39-72.
- 諸星 光,1998,神奈川県西部地震への関心と対応 3-嘉永地震の被害を総括する-,開成町史研 究 第10号,開成町教育委員会,49-66.
- 中野敬次郎,1978,近世小田原ものかたり,名著出版,64-81.
- 中野敬次郎, 1986, 嘉永地震の新資料について, 小田原史談 第 126 号, 小田原史談会, 12-13.
- 西 和夫・津田良樹・加美山敦嘉,1980,嘉永大地震 による小田原城下町の被害について,昭和55 年度日本建築学会関東支部研究報告集計画 系第51号,日本建築学会,525-528.
- 小田原市(編),1999,小田原市史 通史編 近世,小田原市,131-134,178-183,228,235-237,243,249-250,255-256,258-259,264-265,268,914-916.
- 小田原市立図書館(編),1981,小田原の近世文書目録 2,小田原市立図書館,56.
- 小田原市立図書館(編),2007,小田原市史ダイジェスト版 おだわらの歴史,小田原市立図書館,77,105.
- 大井町(編),2001,大井町史 通史編,大井町,508-521.
- 小野崎尊和, 1999a, 嘉永期小田原藩政と危機対応-嘉永六年小田原大地震の事例-, 神奈川地域 史研究 第 17 号, 神奈川地域史研究会, 20-38.
- 小野崎尊和,1999b,小田原大地震後の村落と復興, 立正大学大学院文学研究科年報 第 17 号,立 正大学大学院文学研究科,51-57.
- 櫻井芳昭, 1997, 尾張の街道と村, 第一法規出版, 1997, 14-15, 28-29.
- 下重 清,2013,第2節 小田原藩の緊急・救済策 と復興事業,1703 元禄地震報告書,内閣府

- (防災担当), 225-240.
- 下重 清,2014,元禄地震の掘り起こし-災害史と ローカル・ヒストリー,小田原地方史研究 第 27号,小田原地方史研究会,23,27,31.
- 下重 清,2017, 譜代小田原藩の財政を考える-近世前期を事例に-, 日本史研究 第 664 号, 日本史研究会,53-54.
- 下重 清, 2018, シリーズ藩物語 小田原藩, 現代書 館, 94.
- 徳川美術館(編),2007,尾張の殿様物語,徳川美術館,96-97.
- 都司嘉宣, 1985, 小田原を襲った歴史地震, 月刊地球 第7号, 月刊地球, 431-439.
- 植竹富一・野口厚子・中村操,2010,天明相模の地 震及び嘉永小田原地震の被害分布と震源位 置,歴史地震 第 25 号,歴史地震研究会,39-62
- 字佐美ミサ子,2005, 宿場の日本史 街道に生きる, 吉川弘文館,34,45,56.
- 宇佐美龍夫, 1977, 嘉永 6 年 2 月 2 日 (1853 年 3 月 11 日)の小田原地震, 東京大学地震研究所彙 報 第 52 号, 東京大学地震研究所, 333-342.
- 字佐美龍夫・関田康夫・勝間田明男・芦屋公稔・鹿島 薫・橋口能明・木下幹夫・伊藤純一,1984,天明 の小田原地震(1782-VII-23)について,地震第 2 輯 37 巻,日本地震学会,506-510.
- 横山正明, 1991, 小田原被害地震, 松風書房, 74-79.

史 料

- 『近世庶民生活史料 藤岡屋日記 第五巻』,三一書房,1989,219~220.
- 『鶏肋集 嘉永六年春夏 十三』,名古屋市蓬左文 庫所蔵
- 『大地震ニ付荒増之手控』,旧個人蔵.(翻刻文は主に石井啓文,2012,嘉永小田原地震と東海地震の津波,小田原史談 第23号,小田原史談,9を参考・使用)
- 『相州小田原大地震之記』,神奈川県立公文書館所
- 『地震御届書之写』,小田原市郷土文化館所蔵.
- 『相州小田原大地震取調御届書写』,1931,二宮尊 徳全集 第 19 巻 仕法 小田原六,二宮尊徳偉 業宣揚会,1403-1406.
- 『地震二付,本家·土蔵·神社等取調帳』,小田原市

立図書館所蔵・片岡文書.

『弘慶時事録』,徳川林政史研究所所蔵.

『徒目付探索書』,東京大学史料編纂所所蔵・松平 乗全関係文書.

『関老母日記』,小田原市立図書館(編),1975,明治 小田原町誌上,小田原市立図書館,52.

『小田原藩士星見某書翰』,震災予防調査会 (編),1904,大日本地震史料, 震災予防調査 会,328.

『地震日記』, 地震紀類 元禄年間嘉永年間 富士山 砂降紀類に収録, 国学院大学図書館所蔵資 料・佐佐木高行家旧蔵書.

『椋園雑記 五』,名古屋市鶴舞中央図書館所蔵. 『椎の実筆 四十五』,東京都立中央図書館特別文 庫室所蔵.

『青窓紀聞 四十四上』,名古屋市蓬左文庫所蔵. 『安政甲寅震災諸家届書』,東京大学総合図書館所 蔵.

『諸国大地震見聞書写』,福井県敦賀市大比田・中山家文書,福井県立文書館所蔵福井県史写真製本を使用.

『御家中先祖並親類書 2~4』,小田原市立図書館 (編),1991-1994,小田原市立図書館.

『祐之地震道記』,1953,神奈川県教育委員会,12. 『御用留(安政4年7月~)』,小田原市立図書館 所蔵・片岡文書.

『御普請役大木猪平太様, 論所地改中川亮平様宿 柄御糺トシテ御越ニ付書上書類』, 小田原市 立図書館所蔵・片岡文書.

『積金勘定帳(嘉永2年~嘉永6年)』,『積金勘定

帳(嘉永7年~)』,小田原市·小西家文書.

『楽所日記 十』,国立国会図書館所蔵.

『徳川慶恕日記 第十一冊』,徳川林政史研究所所蔵

『元禄・宝永地震』, 1972, 神奈川県(編), 神奈川県 史 資料編5近世(2), 神奈川県, 606.

『(旅日記)』, 茨城県猿島郡境町・小松原家文書, 茨城県立歴史館所蔵写真製本を使用.

『上田久兵衛日記 九』,東京大学史料編纂所所蔵. 『風説帳』,細川家北岡文庫(永青文庫)・熊本大学 附属図書館寄託,東京大学史料編纂所所蔵写 真製本を使用.

『加川勝敏筆記 十六』,東京大学史料編纂所所蔵. 『続地震雑纂』,国立国会図書館所蔵.

小山松勝一郎校注『西遊草』, 1993, 岩波書店(岩波 文庫), 405, 412-413.

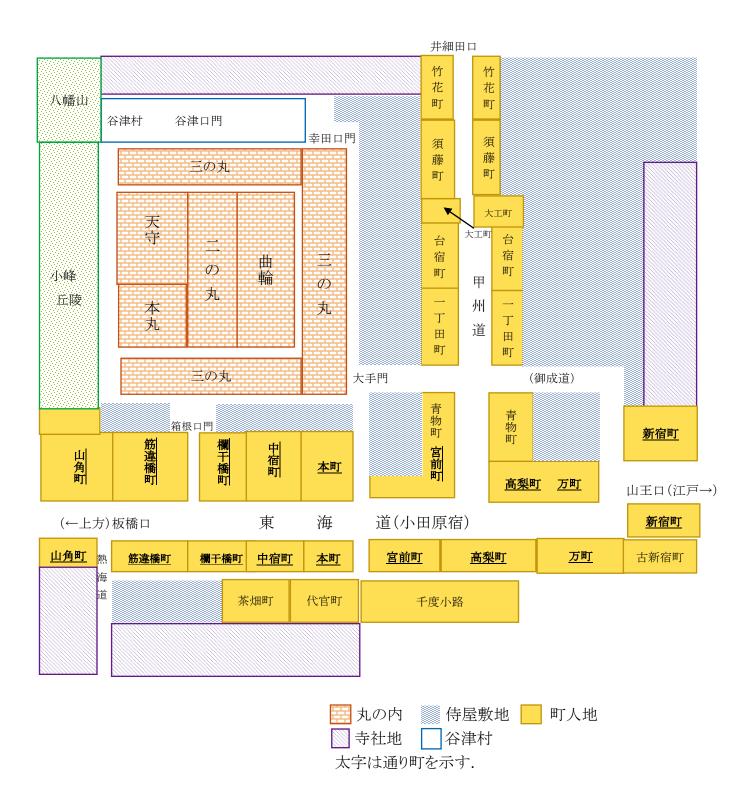
『六十夢路』, 小田原市立図書館所蔵.

『(元禄十六年大地震及び宝永四年富士山噴火覚書)』御殿場市役所(編),1975,御殿場市史 第 二巻 近世史料編,御殿場市役所,170-173.

付記

本稿は 2017 年度提出, 神奈川大学大学院歴史民 俗資料学研究科博士前期課程修士論文『嘉永小田 原地震の震災対応』の一部を加筆・修正したもので す.

小田原市立図書館はじめ多くの史料保存利用機 関,個人所蔵者の皆様には史料閲覧・撮影の便宜を お取り計らい頂きまして記して感謝申し上げます.



【図】小田原城下の概要図

Fig.Schematic of Odawara castle town

(『小田原市史 通史編 近世』小田原市,1999年,229頁掲載・図 4-1を参考に,筆者作成).

【表 2】惣奉行·御用掛一覧

Table 2.List of Person in charge of the repair

	氏名	禄高	役職	褒賞(安政元年)
御城向御普請 惣奉行	大久保弥右衛門	1000石	御家老職·御勝手方頭取	上下·酒·吸物下賜
	渡辺大允	1000石	御家老職・御勝手方頭取	上下1具·酒·吸物下賜
御城向御普請 御用掛	槙島惣兵衛	230石	年寄役御勝手方	小袖一綿7把,酒·吸物 下賜
	山元瀬兵衛	140石	御勝手方御用人役	格席「御番頭」へ昇格, 白銀5枚・酒・吸物下賜
	青木孫兵衛	50石	御普請奉行	50石→58石へ加増,酒・ 吸物下賜
	岡四郎右衛門	50石	御普請奉行	50石→57石へ加増,酒・ 吸物下賜
	松波造酒兵衛	46石	御屋敷奉行(山奉行兼帯)	46石→52石へ加増,酒・ 吸物下賜
	入江万五郎	30石	御屋敷奉行(山奉行兼帯)	30石→35石へ加増,格 席「御使番」へ昇格,酒・ 吸物下賜
	福住応右衛門	切米7石 3人扶持	((格席)御徒小頭)	切米7石3人扶持→切米 9石3人扶持

『御家中先祖並親類書2~4』(小田原市立図書館, 1991年~1994年),「一代記」(小田原市立図書館所蔵),「順席帳(安政五年)」(小田原市立図書館所蔵・有浦家文書)より作成